里親等委託率を大きく増加させた自治体における里親推進の取組事例

(1) 里親等委託率の最近5年間の増加幅の大きい自治体

		增加幅	里親等	里親等委託率	
		(16→21 比較)	平成16年度末	平成21年度末	
1	福岡市	14.0%增加	6.9%	20.9%	
2	大分県	10.2%増加	7.4%	17.6%	
3	宮城県	9.1%増加	8.0%	17.0%	
4	静岡県	8.3%増加	10.6%	18.9% (静岡市、浜松市を含む)	
5	栃木県	8.1%増加	7.9%	16.0%	
6	香川県	8.1%増加	6.5%	14.6%	
7	滋賀県	7.9%増加	20.3%	28.2%	
8	福岡県	7.4%增加	4.0%	11.5%	
9	佐賀県	7.0%增加	1.2%	8.2%	
10	新潟県	6.1%増加	26.4%	32.5% (新潟市を含む)	
11	山梨県	5.4%増加	17.8%	23.2%	

(2)里親等委託率の最近5年間の増加幅の大きい自治体における里親推進の取組の概要

	①方針・目標	②推進した取組	③ 効 果 的 で あっ た 取 組 方法・体制整備	④里親委託率を伸ばした要因
福岡市	〇平成 21 年度までに里親委託率 13%。現在、目標を新たにし平成 26 年度末までに里親委託率を 25%にする。	スパイトケア等の里親支援事業	〇児童相談所に係長1名、 係員1名、里親対応専門 員(嘱託)2名を配置 〇NPO 法人と協働で行った 出前講座、フォーラム等 の普及啓発事業及びサロ ンやボランティア派遣等 の里親支援。	○児童相談所の体制強化と職員の里親委託有効性の理解○里親同士の交流を促し、相互支援できる里親サロンの充実○NPOとの共働による効果的な制度の普及啓発
大分県	○里親委託率目標: H26 年度末 19.0% (H22 年度末度 23.0% 達成済) ○「子どもの最善の利益を確果 する」という視点から、次 手でものもいうでででででででででででででででででででででででででででででででででで	 ○里親制度説明会の開催、講演活動、チラシ配布等による開拓・普及啓発・広報活動 ○スキルアップ研修、里親事務説明会等の実施 ○レスパイト事業、里親養育援助(ヘルパー派遣)事業、里親サロン、措置費補助等による里親支援 ○トライアル里親事業、里親委託推進委員会の設置(年1回) ○里親対応協力員や里親委託推進員を配置、児童相談所体制強化(人員増)、里親専任職員の配置等 	による施設入所児童の家 庭生活体験	○里親委託を推進する理由が、「子どもの最善の利益を確保する」という子ども中心の視点であったこと ○里親と施設の相互理解・連携は、里親委託推進に係る事業展開の大きな柱であったこと ○施設入所児童のうち、里親要託が適当な児の選定が施設と里親の理解・協力のもと円滑に行われたこと。 ○児童相談所の体制強化、職員の里親委託の有効性理解が進んだこと。
静岡県	〇まずは里親への委託を検討 〇全児相の里親委託率: H 2 6年度16%以上	〇ショート・ルフラン事業(週末・夏休 みの体験的受入れ)の実施 〇施設での里親と児童の交流会開催	○現況調査により里親の 希望や現状を把握○里親担当者会議等により、各児童相談所間で里 親に関する情報を共有	〇里親委託をまずは検討 〇ショートルフラン事業や施設での 交流会を通しての相性確認等

	①方針・目標	②推進した取組	③ 効果的であった取組 方法、体制整備	④里親委託率を伸ばした要因
栃木県	○制度の普及、研修の実施、 マッチング、家庭訪問等を 効果的に実施する ○里親委託率: H21 年度末 15% 以上、H26 年度末 18%以上	〇県民の日のイベント等で普及啓発 〇各児童相談所に里親委託推進員を配置 〇里親連合会等への研修委託 〇ファミリーホーム開設 〇専門里親への委託拡充	○里親委託推進員の配置	○里親委託推進員による積極的な活動
香川県	○里親委託率: H22 年度 15%、 H23 年度 19% ○里親登録者を増やすととも に、いつでも利用できる里 親を把握	○里親制度説明会、里親相談会を計画的に連動して開催 ○施設で里親委託が望ましい児童のリストを作成、登録里親に意向アンケートを実施、週末ホームステイ事業の実施等	○里親開拓(説明会、相談会)について市町に協力依頼 ○口コミによる案内 ○住民利用の多い福祉センター等で里親を含めた具体的な話し合い	○専任の里親委託推進員の配置及び 里親委託等推進委員会の設置 ○リーフレット作成、DVD 作成上映等 による普及啓発 ○説明会等で里親の体験談を講演 ○児童相談所が里親委託推進を方針 に
滋賀県	○養育里親登録数:H21 年度 97組 ○子どもの愛着関係の形成に 有効と評価して推進	○里親制度のパンフレット作成、施設入所児童週末ホームスティ事業の実施等による広報啓発○里親研修やピアカウンセリングの実施による養育技術の向上○里親家庭に心理的処遇指導員、家事支援員の派遣、里親指導員の設置	○里親制度の周知 ○里親指導員の設置による里親家庭・里親会との連携強化 ○心理的処遇指導員の派遣による養育里親支援 ○施設入所児童週末ホームステイ事業による新規里親開拓	○里親家庭相互の交流が深く、状況 に応じ他の里親に措置変更できる ○地域で障害福祉を実践する土壌に おいて、障害福祉関係者が里親に なり、養育が困難な児童を受け入 れ ○施設の小規模化の結果、里親委託 が進展
福岡県	OH17 年の次世代行動計画に おいて、里親制度の積極的 活用及び里親への支援につ いて取り組むことを明記	○里親シンポジウムの開催○里親養育相談対応専門員を任用○登録里親への研修○地区里親会の事務局を児童相談所が務め、里親サロンを開催	○左記②の取組を継続して行ったこと ○市町村が里親措置費の 請求事務を代行	〇里親への継続的な支援や研修の実施、里親サロンの実施などを積み 重ねたこと

	①方針・目標	②推進した取組	③効果的であった取組方法、体制 整備	④里親委託率を伸ばした要因
佐賀県	〇「佐賀県次世代育成 支援地域行動計画」 (平成 16 年度)に おいて、被虐待児・ をできるだけ家を 的な環境の中でで 育するため、里親 の推進を明記	○H19 に里親会を再結成し、里親サロンや研修会等を実施 ○児童相談所において、児童の処遇方針を検討する際、施設とともに里親委託も検討 ○児童養護施設、里親会や児童相談所等で構成する里親委託推進委員会の設置、児童相談所に里親委託推進員を配置 ○施設入所児童家庭生活体験事業(ホームステイ事業)の実施	○里親会の事務局を児童相談所が担当したことによる、里親と児童相談所の情報共有と連携強化 ○児童の処遇に際しては、施設委託と併せて里親委託も必ず検討することとする方針の徹底 ○里親委託推進員の配置による、 里親と児童相談所との連携強化	○里親に関する事業の実施を通じて養育里親が増加したこと ○里親の資質向上と委託後の支援 体制の充実 ○児童相談所において、児童の処遇 方針を検討する際、施設委託とと もに里親委託も検討するように なったこと。
新潟県	〇里親委託を要保護 児童の重要な選択 肢として積極的に 推進	〇新聞広告等による広報活動 〇里親会と共催する里親大会	〇左記①による里親委託を念頭に置いた丁寧なケースワーク 〇左記②による新規里親開拓活動	○左記①による里親委託を念頭に 置いた丁寧なケースワーク ○左記②による新規里親開拓活動
山梨県	〇里親委託率: H21 年度 23%、H26 年度 26%	○里親経験者による講演会や里親制度の説明会等による里親制度の周知○里親委託等推進委員会の開催(年3回)	○里親委託等推進委員会の設置 (H21年度~) ○里親制度のリーフレットの作成、配布 ○未受託里親と施設入所児童に対するマッチングの場の提供 (推進委員が事務局を兼ねる 里親会主催のバス旅行)	○まず「家庭的な環境で養育できないか」を考慮するスタンスで処遇検討 ○里親委託等推進委員が里親登録者に1日最低7件コンタクト ○県内1か所の乳児院が満床の場合、里親へ積極的に委託 ○里親委託等推進委員が里親会の事務局を兼任し、里親会会員と人間関係を作りやすい

里親委託推進の取組事例①【 福岡市 】

増加幅	里親委託率	里親等委託率
(16→21 比較)	(平成16年度末)	(平成21年度末)
14. 0%	6. 9%	20. 9%

里親登録数:73組受託里親数:38組

里親委託児童数: 75名 (平成21年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

平成 21 年度までに里親委託率 13%。現在、目標を新たにし平成 26 年度末までに里親委託率を 25%にする。

- ②推進した取組
 - 〇市政だより等による広報啓発、研修、レスパイトケア等の里親支援事業
 - ONPO 法人と共働した里親制度の推進
- ③効果的であった取組方法・体制整備
 - ○児童相談所に係長1名、係員1名、里親対応専門員(嘱託)2名を配置
 - ONPO 法人と協働で行った出前講座、フォーラム等の普及啓発事業及びサロンやボランティア派遣等の里親支援。
- ④里親委託率を伸ばした要因
 - ○児童相談所の体制強化と職員の里親委託有効性の理解
 - 〇里親同士の交流を促し、相互支援できる里親サロンの充実
 - ONPOとの共働による効果的な制度の普及啓発

1 どのような方針や目標を挙げて推進してきたか

平成 17 年 3 月に公表した福岡市こども総合計画において、数値目標として里親委託率を平成 21 年度までに平成 16 年度の 2 倍である 13%にあげることを掲げた。現在は、新・福岡市こども総合計画(平成 22 年度~26 年度)において平成 26 年度末までに里親委託率 25%を目標に掲げている。

2 どのような取組をしてきたか

里親制度の普及・推進については、市政だよりや市民フォーラムなどによる里親制度の広報啓発、里親研修、里親の一時的休息(レスパイト・ケア)などの里親支援事業を実施している。

平成17年度から3か年、地域において子育て支援などの活動に取り組んでいるNPOと共働で「市民参加型里親普及事業」 を実施し、里親制度の普及啓発を推進。平成20年度からは「里親養育支援事業」を同じくNPOと共働で開始し、里親の新規 開拓、里親・里子への支援体制の整備を行い、さらなる里親制度の充実を図った。

事業名	内容・項目	実施体制·H22実績等
	制度の普及啓発等	NPOと共働 里親フォーラム(2回)・出前講座(NPO6回・直営7回)
里親制度	里親認定前研修	直営 (2回)
普及啓発	里親基礎研修	NPO・里親会と共働 里親講座(4回)・施設見学(NP01回·里親会1回)
事業	養育里親への研修	直営 (2回)
	専門里親研修	委託 母子愛育会
	里親委託推進員配置	嘱託職員2名(H22年度から1名増員)
里親委託	トライアル里親事業	年1回お盆の8/12~8/15に実施「ふれあい(お盆)里親行事」
推進・支	レスパイト事業	10件
援等事業	里親サロン	NPOと共働 年9回実施(内、5回は登録里親のみ)
	里親委託推進委員会	NPOが事務局となり年3回実施
	里親訪問支援事業	直営

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

児童相談所の体制として、平成 15 年度から里親担当主査が 1 名配置、平成 1 7 年度からは、養育相談などを実施して、里親の養育技術の向上と精神的負担の軽減を図る目的から里親対応専門員(嘱託)が 1 名配置。平成 18 年度には係員 1 名配置された。また里親、里子数の増加に伴って、平成 22 年度に里親対応専門員(嘱託)が 1 名増員され、現在、係長 1 名、係員 1 名、里親対応専門員(嘱託) 2 名の 4 名体制となっている。

NPOの地域浸透力を活用し、出前講座などを実施し、地域に根ざした啓発活動を推し進め、里親子と地域のつながりを深めている。そのほかにも、NPOの具体的な取り組みとして、夫妻共に稼働する里親が増えていることから、急な残業や早朝夜間勤務、また、急病や休日勤務があった場合に、里子の一時預かりや送迎のサポートをしてくれる支援者や、里子が里親に言いにくいことを相談できたり、学習面のサポートや社会に適応し、自立していけるよう対人関係や社会性の習得できるよう援助してもらえる人材をボランティアとして登録してもらい、派遣の調整を委託し実施している。

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

市民の間に里親制度のことを知らせていくと同時に、一時保護所から里親委託された子どもの変化を経験することにより、児童相談所職員の意識が変化し、委託できる里親が増えると共に、援助方針会議において積極的に里親委託の意見が出るようになった。

増加していく里親数とその支援に対応するための里親担当職員及び里親対応専門員(嘱託)の職員の配置。

キャンプや定例会などの里親会の活動や 1~2 ヶ月に1度開催する里親サロンで相互の意見交換が活発となり、より里親同士の絆が深まってお互いに支えあう関係が作られている。

里親委託推進の取組事例②【 大分県 】

	増加幅	里親委託率	里親等委託率
	(16→21 比較)	(平成16年度末)	(平成21年度末)
ĺ	10. 2%	7. 4%	17. 6%

 里親登録数:
 96組

 受託里親数:
 58組

里親委託児童数: 77名 (平成21年度末現在)

<取組の概要>

- ①方針・目標
 - ○里親委託率目標: H26 年度末 19.0% (H22 年度末実績 23.0% 達成済)
 - 〇「子どもの最善の利益を確保する」という視点から、里親委託の有効性として、下記4点を挙げて里親委託を推進
 - ①乳幼児期の愛着形成が図られる ②子どもと養育者で1対1の関係がとれる
 - ③健全な家庭モデルを知ることができる ④子どもの生活の連続性を確保できる
- ②推進した取組
 - ○里親制度説明会の開催、講演活動、チラシ配布等による開拓・普及啓発・広報活動
 - 〇スキルアップ研修、里親事務説明会等の実施
 - 〇レスパイト事業、里親養育援助(ヘルパー派遣)事業、里親サロン、措置費補助等による里親支援
 - 〇トライアル里親事業、里親委託推進委員会の設置(年1回)
 - ○里親対応協力員や里親委託推進員の配置、児童相談所の体制強化(人員増)、里親専任職員の配置等
- ③効果的であった取組方法・体制整備
 - 〇里親制度説明会(全市町村)の継続的な開催
 - ○研修会や里親サロンを通じた里親と施設職員の交流機会の確保
 - 〇トライアル里親事業活用による施設入所児童の家庭生活体験
 - ○児童相談所の体制強化、里親担当職員の配置(常勤・非常勤)
- ④里親委託率を伸ばした要因
 - 〇里親委託を推進する理由が、「子どもの最善の利益を確保する」という子ども中心の視点であったこと。
 - ○里親と施設の相互理解・連携は、里親委託推進に係る事業展開の大きな柱であったこと。
 - 〇施設入所児のうち、里親委託が適当な児の選定や措置変更が、施設と里親の理解・協力のもと円滑に行われたこと。
 - ○児童相談所の体制強化、職員の里親委託の有効性理解が進んだこと。

1 どのような方針や目標を挙げて推進してきたか

〇里親委託率目標: H26 年度末 19.0% (大分県次世代育成支援後期行動計画)

実績: H22 年度末 23.0% (達成済)

- 〇「子どもの最善の利益を確保する」という視点から、里親委託の有効性として、下記4点を挙げて里親委託を推進
 - ①乳幼児期の愛着形成が図られる ②子どもと養育者で1対1の関係がとれる
 - ③健全な家庭モデルを知ることができる ④子どもの生活の連続性を確保できる

2 どのような取組をしてきたか

(1) 里親支援機関事業

主机人版版 因于不		
事 業 名	内容・項目	実施状況、H22実績等
里親制度普及	制度の普及啓発等	県直営。里親制度説明会、各種広報。
啓発事業	認定前研修	県直営。年3回実施。
	スキルアップ研修	県直営。年1回実施。
	専門里親研修	母子愛育会委託。新規・継続研修。
里親委託推進	里親委託推進員等	県下の児童相談所に計3名配置。
・支援等	トライアル里親事業	県直営。年間利用児童延数 79人
	レスパイト事業	県直営。年間21回延日数56日
	ヘルパー事業	県直営。年間104回(4H/回)
	里親サロン	委託。(県里親協議会)
	里親委託推進委員会	県直営。事務局は中央児童相談所。
	里親訪問支援	県直営。児童福祉司、里親担当訪問。

(2)開拓・普及啓発・広報活動

「一中学校区に一組の里親家庭」を目指して、里親開拓を進めてきた。

①里親制度説明会の開催(H17~):・県内18市町村で開催(一部、夜間開催)

・里親月間等における臨時開催(休日開催) 年間18回開催・参加人数97人

②講演活動: 福祉関係研修会での講師(里親・行政職員)

③チラシ配布: 地域福祉大会、保育所・幼稚園関係の研修会、主任児童員研修会、県職員・教職員退職者説明会等での配布。

④広報誌掲載: ボランティア広報誌、県広報誌等

⑤イベントでのブース出展:・人権関係フェスティバル

商工労働部関係の説明会

⑥マスコミ活用: ・TV 放送への働きかけ(H22:民放で年2回出演)

・地元新聞での連載(地元新聞社の理解あり)

⑦その他: 里親登録証(名刺サイズ)の交付(H22~)

(3)研修等

①里親認定前研修

〈集合研修〉

- ・2日間の日程。両日共にグループワーク・討議の時間を導入。
- ・新規里親の不安軽減、登録後の交流を目的に、先輩里親に参加を募り、体験談披露や意見交換時の助言を依頼。 〈施設実習〉
 - ・施設長、主任指導員、主任保育士、FSW等による、懇切丁寧な対応。施設は委託後の支援にも協力的。
- ②スキルアップ研修(H15~)
 - ・すべての里親(ファミリーホーム)が集う集合研修(年1回1日)。児童養護施設職員・市町村関係職員の参加も募る。
 - ・委託年齢に応じたテーマ別研修(半日程度)を2回程度実施予定(H23~)
- ③里親事務説明会(H18~)
 - ・里親が作成する各種書類(児童措置費請求書)の作成方法や、里親支援制度の利用方法等について説明。年1回開催。
- 4)その他
 - ・児童養護施設職員の自主研修会に里親・ファミリーホームも参加。研修機会を有効に活用し、相互理解を深めている。

(4) 里親への支援

①レスパイト事業(H16~)

委託児童を施設や他の里親宅で預かり、里親に一時的な休息を確保。養育負担の軽減を図る。年7日間まで利用可能。

②里親養育援助事業 (H18~)

委託後、里親の申し出により、里親養育援助者(ヘルパー)を派遣。養育援助者に、謝金と旅費を支払う。

③里親サロン (H18~)

大分県里親協議会に委託。県内を5地区に分け、各地区で毎月~3、4ヶ月に1回程度開催。

- 一部の地区では、児童養護施設でサロンを実施。施設職員も参加して交流を深めている。
- ④措置費の補助(県単事業)

ア 中学・高校入学費用、高校通学費用の補助(H18~)

現在の児童措置費の交付基準では、義務教育まではある程度カバーできるが、高校生になると不足を生じ、里親が負担している現状にあるため、その不足分を補助している。

- ・中学入学費用:措置費と実費の差額が対象、上限 5万円
- ・高校入学費用:措置費と実費の差額が対象、上限10万円
- ・高校通学費用:措置費と実費の差額1/2額が対象、上限1万円/月
- イ 資格免許取得費用・住居費の補助 (H22~)

高校卒業後、進学や就職にあたり、自動車運転免許や各種資格取得、家具・什器準備費用として、10万円を補助。

(5) 児童相談所の体制整備

- ①里親対応協力員の配置(H16~)
 - ・中央児童相談所に非常勤職員(1名)を配置。
- ②里親委託推進員の配置(H18~)
 - 各児童相談所に非常勤職員を各1名配置。
 - ※ 里親対応協力員、里親対応協力員の業務内容は、里親訪問や電話相談、トライアル里親の調整、児童措置費のとりま とめ、台帳管理、各種事務など里親支援全般。
 - ※ 非常勤職員採用にあたり、経験者を優先。教師、保育士、幼稚園教諭、元児童養護施設職員など児童福祉に深い理解 と愛情を有している者を配置。
- ③児童相談所の人員増
 - ・虐待対応件数が増加する中、H14 以降、児童福祉司・一時保護所職員を中心に人員増が行われ、徐々に児童相談所の体制強化が図られてきた。
- ④里親専任職員の配置(H22~)
 - ・平成22年度に組織改編と併せて、里親専任職員(常勤・1名)を配置。
 - ・以前は、地区担当児童福祉司が里親業務を兼務していたため、里親支援は主に非常勤職員が行っていた。このため、開拓・普及啓発・広報活動や研修対応などが十分に行われていたとは言えず、また、里親事業の全体調整も不足していた。
 - ・里親専任職員(常勤)配置後は、里親関係事業を総括し、開拓・普及啓発・広報活動や研修はもとより、里親委託に係る 指導・助言、里親支援や里親会対応等を行っている。この結果、里親委託の大幅な伸びに繋がった。
- ⑤その他
 - ア 里親個別ファイルの作成(H17~)
 - ・過去の委託状況、里親の意向・家庭状況の把握や、委託可能な子どもの年齢幅、逆に不調の恐れがある子どものタイプ 等を把握する目的で作成・管理。
 - イ 里親情報の全体共有(H22~)
 - ・児童相談所の定例会議で、直近の里親情報を里親担当から全職員に提供(1回/月)。里親の近況や委託可能な里親、新規登録里親等の動向を報告。児童福祉司等がケースワークを行う際の参考になっている。
- (6) その他
 - ①トライアル里親事業(H18~)

施設入所児童の家庭生活体験機会の提供、委託前のマッチング、一般県民に里親体験機会を提供する目的で実施。

②里親委託推進委員会(H18~)

里親、児童養護施設、児童相談所の相互理解、里親委託に関して共通理解を持つために設置。 当初は対象となる子どもの掘り起こし等を行っていたが、現在は意見交換、委託状況の報告などを行っている。 年1回開催。事務局は中央児童相談所。

③児童相談所の方針

- 「こどもの最善の利益確保」の観点から里親委託の有効性として下記4点を挙げ、里親委託を推進。
 - 1 子どもの発達に不可欠な乳幼児期の愛着形成が図られること
 - 2 子どもと養育者の間で一対一の関係がとれること
 - 3 健全な家庭モデルを知ることができること
 - 4 子どもの生活の連続性を確保できること
- ・児童相談所の家庭分離時の選択肢として施設のほかに、多様な里親家庭があることで、処遇選択の幅が広がった。

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

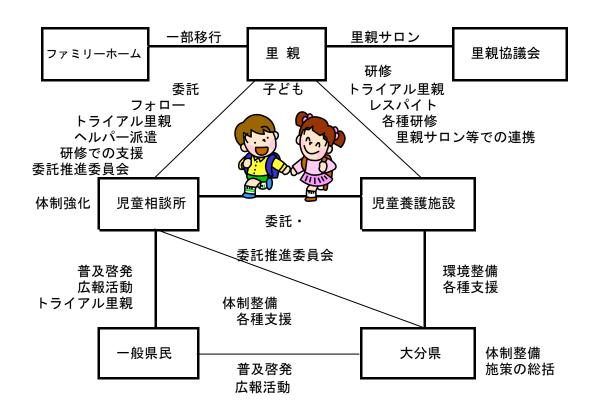
- 〇里親制度説明会(全市町村)の継続的な開催
- ○研修会や里親サロンを通じた里親と施設職員の交流機会の確保
- 〇トライアル里親事業活用による施設入所児童の家庭生活体験
- 〇児童相談所の体制強化、里親担当職員の配置(常勤・非常勤)

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

- ①・里親委託を推進する理由が、「子どもの最善の利益を確保する」という子ども中心の視点であったこと。 ※甲親・施設の共通理解が容易。
- ②・里親と施設の相互理解・連携は、里親委託推進に係る事業展開の大きな柱であったこと。
- ③・施設入所児のうち、里親委託が適当な児の選定や措置変更が、施設と里親の理解・協力のもと円滑に行われたこと。
 - ※里親委託推進の取組開始直後から、連携・相互理解が事業展開の大きな柱であり、研修、サロン、トライアル里親事業等の実施に反映させてきた。
 - ※児童養護施設職員OBの里親等の存在(複数)。
 - 里親・施設、各々の立場でできることや限界を、経験上理解しているため、社会的養護の垣根を取り除くことに繋がり、一層の相互理解につながった。
 - ※大分県児童養護施設協議会:『施設と里親、どちらが良いとか悪いとかではなく、社会的養護の関係者全てが協働、 コラボレーションして、子どもを守り、支えていくことが大切』という児童福祉に対しての広い視野と高い志、子ど もに対する愛情と熱意を持っている。
 - ※現在、施設から児童相談所に、出身家庭との交流がない子ども等については、積極的に里親委託を検討してもらいたいと依頼がある。
 - ※施設は、認定前研修における実習受入れ、トライアル里親事業での関わり、里親サロンにおける会場提供、施設から 里親に措置変更後のアフターフォロー等、里親と積極的に協働する姿勢があり、児童福祉の専門家集団として、里親 から信頼される存在である。

- ④ 児童相談所の体制強化、職員の里親委託の有効性理解が進んだこと。
 - ※施設措置に比べて里親委託は、委託後の支援まで含めると、施設措置の何倍もの時間と労力を要することは否めない。 人員増は必要不可欠。
 - ※施設措置と比較して、時間と労力のかかる里親委託ではあるが、児童相談所では所員一丸となって里親委託の有効性 を共有し、意欲的に委託を推進してきた。
 - ※児童相談所の援助方針決定において、里親委託の有効性を熟知したSVの存在は、里親委託推進の大きな原動力。

(図①) 里親委託推進の全体図



里親委託推進の取組事例④【 静岡県 】

増加幅	里親委託率	里親等委託率
(16→21 比較)	(平成16年度末)	(平成21年度末)
8. 3%	10.6%	18. 9%

里親登録数: 185組 受託里親数: 71組

里親委託児童数: 98名 (平成21年度末現在)

<取組の概要>

- ①方針・目標
 - ○まずは里親への委託を検討
 - 〇全児相の里親委託率:H26年度16%以上
- ②推進した取組
 - 〇ショート・ルフラン事業(週末・夏休みの体験的受入れ)の実施
 - ○施設での里親と児童の交流会開催
- ③効果的であった取組方法・体制整備
 - 〇現況調査により里親の希望や現状を把握
 - ○里親担当者会議等により、各児童相談所間で里親に関する情報を共有
 - 〇里親対応専門員(1名)、里親委託推進員(2名)の設置
- 4 里親委託率を伸ばした要因
 - ○里親委託をまずは検討
 - ○ショートルフラン事業や施設での交流会を通しての相性確認等

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

各児童相談所において、まずは里親への委託を検討するようにしている。

平成26年度里親等委託率16%以上の児童相談所数を全児童相談所とすることを目標としている。

2 どのような取組を推進してきたか

ショート・ルフラン事業を実施し、週末や夏休み等に児童に家庭を体験させることにより、里親が養育体験を積んだり、相性 確認がなされて委託に進むケースもある。

児童養護施設の行事への里親の参加や、施設での交流会開催により児童と里親の交流の機会を設けている。

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

里親委託の推進については、現況調査により里親の希望や現状を把握し、最適な里親を選定している。

また、里親担当者会議等により取組状況の情報交換や意見交換を行い、各児童相談所の里親に関する情報を共有することにより、マッチング等に役立てている。

里親対応専門員を1児童相談所に1名、里親委託推進員を2児童相談所に各1名配置し、里親の家庭訪問や相談対応等を行った。

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

各児童相談所において、里親委託をまず検討するようにしていること。

なお、その際に、ショートルフラン事業や施設での交流会を通しての相性確認等が役立っている。

里親委託推進の取組事例⑤【 栃木県 】

増加幅	里親委託率	里親等委託率
(16→21 比較)	(平成16年度末)	(平成21年度末)
8. 1%	7. 9%	16.0%

 里親登録数:
 177組

 受託里親数:
 74組

里親委託児童数: 89名 (平成21年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

○制度の普及、研修の実施、マッチング、家庭訪問等を効果的に実施する

〇里親委託率: H21 年度末 15%以上、H26 年度末 18%以上

- ②推進した取組
 - 〇県民の日のイベント等で普及啓発
 - 〇各児童相談所に里親委託推進員を配置
 - ○里親連合会等への研修委託
 - 〇ファミリーホーム開設
 - 〇専門里親への委託拡充
- ③効果的であった取組方法・体制整備
 - ○里親委託推進員の配置
- ④里親委託率を伸ばした要因
 - ○里親委託推進員による積極的な活動

1 どのような方針や目標を挙げて推進してきたか

(1) 方針

より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることのできる里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、里親研修の実施、 子ども委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援業務を効果的に実施する。

- (2) 里親委託率の目標値を設定
 - ・とちぎ子育て支援プラン(栃木県次世代育成支援対策行動計画・後期 H22~) の目標値

平成 26 年度末目標值: 18%以上(前期計画: 平成 21 年度末目標值: 15%以上)

新とちぎ元気プラン:19%以上

参考 里親委託率 16.1% (平成23年1月1日)

国の平成 26 年度末の目標値:16%

2 どのような取組をしてきたか

- (1)里親制度普及啓発
 - ① 県民の日のイベント等において、里親制度に関する普及啓発活動
 - ②「里親を求める運動(月間:10月)」の期間中における普及啓発活動
 - ③ 全戸配布の県広報誌により里親制度に関する広報活動の実施
 - ④ 児童虐待防止推進のオレンジリボンキャンペーンとの共同による広報活動
 - ⑤ 地域での広報活動による里親登録者の増加推進
- (2) 里親への委託促進
 - ① 里親研修(養育里親研修)及び専門里親研修の実施(里親の養成)
 - ② 各児童相談所に里親委託推進員の配置(月額非常勤嘱託員各1名)
 - ③ ふれあい里親(マッチング活性化)事業の実施
 - ④ 乳児院退所児童調査を実施し「乳児院からの里親委託の手引き」を作成(平成22年度)
- (3) 里親支援機関事業の充実
 - ① 里親連合会への事業委託
 - ・養育里親研修、新規委託里親研修、未委託里親研修、里親全体研修、地区別里親研修の実施
 - 里親登録推進事業の実施
 - ・ふれあい里親(マッチング活性化)事業(里親委託促進事業)の実施
 - ② 恩賜財団母子愛育会への事業委託
 - 専門里親研修の実施
- (4) 小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) の実施 平成22年度に「虹の家」が開設された。((有)三陽:日光市)
- (5) 専門里親への委託の拡充 専門里親認定研修、専門里親継続研修の実施

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

里親委託推進員の設置

平成 15 年度から里親対応専門員として中央児童相談所に 1 名を配置 平成 18 年度には里親委託推進員として各児童相談所に 1 名配置

【業務内容】

- ・里親からの委託児童の養育等に関する相談への対応
- ・里親家庭への訪問による委託児童等の養育状況の把握
- 里親研修の企画・運営
- ・施設等へ措置した児童のうち、里親委託を目指すべき児童の特定
- ・未委託里親の受託意向の確認及び里親になるための動機付け
- ・児童と里親との相性の確認(マッチング)の活性化
- ・新規里親の開拓
- 里親制度の普及啓発
- ・里親サロンの企画・運営など

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

2の取組の中でも、里親委託推進員による積極的な活動によるものが大きいと思われる。

里親委託推進の取組事例⑥【 香川県 】

増加幅	里親委託率	里親等委託率
(16→21 比較)	(平成16年度末)	(平成21年度末)
8. 1%	6. 5%	14. 6%

里親登録数: 43組 受託里親数: 19組

里親委託児童数: 29名 (平成21年度末現在)

<取組の概要>

- ①方針・目標
 - 〇里親委託率: H22 年度 15%、H23 年度 19%(香川県としてではなく、里親委託等推進委員会独自で目標値を掲げている)
 - ○里親登録者を増やすとともに、いつでも利用できる里親を把握
- ②推進した取組
 - ○里親制度説明会、里親相談会を計画的に連動して開催
 - 〇施設で里親委託が望ましい児童のリストを作成、登録里親に意向アンケートを実施、週末ホームステイ事業の実施等
- ③効果的であった取組方法・体制整備
 - 〇里親開拓 (説明会、相談会) について市町に協力依頼
 - 〇口コミによる案内
 - 〇住民利用の多い福祉センター等で里親を含めた具体的な話し合い
- ④里親委託率を伸ばした要因
 - ○専任の里親委託推進員の配置及び里親委託等推進委員会の設置
 - 〇リーフレット作成、DVD 作成上映等による普及啓発
 - ○説明会等で里親の体験談を講演
 - 〇児童相談所が里親委託推進を方針に

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

平成 19 年 4 月、里親委託等推進員を専任配置し、香川県里親委託等推進委員会を設置。

里親委託等推進委員会のメンバーが関係者で構成されて、里親委託の推進の目標設定や方針の策定が協議されて必要な事業がスタートした。

(1)目標設定

香川県次世代育成支援行動計画(H21年度末)の目標達成に向けて、里親の開拓及び里親委託の推進(H22年度目標を委託率 15%)を決定した。H23年度の目標は 19%に掲げている。(香川県としてではなく、里親委託等推進委員会で独自に目標値を掲げている)

① 方針

- ・里親委託率を数字で 19%と掲げただけでは、目標の達成はできない。児童相談所として、具体的に何人を里親委託するという目標が必要となる。その目標を達成するには、分母となる里親登録者を増やすことが、車の両輪である。地域ごとに何人の里親を配置していくことが、求められる。
- ・いつでも利用できる里親がいるということが保障できなければ、里親委託は進められない。里親に関する情報の把握(いっても児童の委託が可能な状態にあるかどうか)に努める。

2 どのような取組を推進してきたか

(1) 里親制度普及啓発、里親開拓の促進

- ① 里親制度説明会・里親相談会を市町単位で年次的に計画的に開催。 里親制度説明会・里親についての相談会の開催案内を、市町の広報誌(全戸配布)に掲載依頼。
- ② 里親制度説明会と相談会を連動して開催し、里親制度説明会は、従来のように関係機関に周知して動員して参加者を募る方法を改め、関心のある市町民が参加する方向に取り組む。里親制度説明会や相談会に委託中里親の体験談を入れている。

(2) 里親委託の推進

- ① 里親委託の推進に向けて、児童福祉施設に入所している児童で、里親委託が望ましい児童のリストを掲げてもらい、児童相談所と委託の可能性や方針について協議した。また、児童相談所と施設の連絡会で、里親制度や里親委託を議題として理解を深めている。
- ② 登録里親に対して、「里親委託の意向アンケート」を実施して里親に関する情報を的確に把握し、マッチングに生かせるようにしている。
- ③ 県の単独事業の週末ホームステイ事業を積極的に実施して、養育里親登録につながるよう取り組んでいる。
- ④ 里親委託を推進するには、委託里親への支援が欠かせない。里親同士の交流や支え合いが大きな力になる。里親会や里 親を支えるよう取り組んでいる。

(3) その他の取り組み

子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)における児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業により、施設等

(里親宅を含む)の改修等を実施した。

- ①平成21年度は3世帯の里親家庭と1つの里親ファミリーホームの改修について、合計530万ほどの補助金を助成した。
- ②平成22年度は3世帯の里親家庭に合計230万ほどの補助金を助成した。

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

- (1)地域で、里親開拓(制度説明会・相談会等)推進する考え方を、児童相談所として市町に発信し、児童相談所が里親開拓 について積極的に市町への協力依頼を得る取り組みをしていること。
- (2) 大きな会場に大勢の参加者を対象に事務的に説明する方法は、有効でない。
- (3) 児童相談所をはじめ身近な人へ口コミで案内する方が参加者の動機付けが高い。
- (4) 地元の住民が日常的によく利用する福祉センターやコミュニティセンターを会場に、里親を含めて具体的な話しあいが、 有効であった。

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

- (1) 専任の里親委託推進員の配置及び里親委託等推進委員会の設置 各機関・団体の委員が協議する場ができて、里親に関する情報や取組みが共有できた。
- (2) 国の助成を受けて3年間、里親制度普及啓発の特別事業を実施したこと。 国の助成を受けて、県として集中的に具体的な事業計画を推進することができた。 広報のリーフレット作成・DVD作成上映・ホームページ作成・講演会やシンポジウムの開催・里親制度説明会や相談会の開催。
- (3) 「里親制度普及啓発イベント」「里親制度説明会」「里親についての相談会」や「養育里親研修」の講師として里親会の協力を得ていること。里親の体験談は、参加者に好評で里親申請に繋がっている。
- (4) 里親制度の改正に伴う「養育里親研修」の実施 「里親制度説明会」「里親についての相談会」「養育里親研修」の一連の流れの中、児童相談所と里親の距離が身近になり、里親委託につながりやすくなってきた。
- (5) 児童相談所が、里親委託推進を方針としていること。 児童相談所の職員研修で、「里親制度」がテーマとなっている。 職員から、登録里親に関する質問が増えて、里親に関する情報を求めている。

里親委託推進の取組事例⑦【滋賀県】

増加幅	里親委託率	里親等委託率
(16→21 比較)	(平成16年度末)	(平成21年度末)
7. 9%	20. 3%	28. 2%

里親登録数: 158組 受託里親数: 41組

里親委託児童数: 75名 (平成21年度末現在)

<取組の概要>

- ①方針・目標
 - 〇養育里親登録数: H21 年度 97 組
 - 〇子どもの愛着関係の形成に有効と評価して推進
- ②推進した取組
 - ○里親制度のパンフレット作成、施設入所児童週末ホームスティ事業の実施等による広報啓発
 - ○里親研修やピアカウンセリングの実施による養育技術の向上
 - ○里親家庭に心理的処遇指導員、家事支援員の派遣、里親指導員の設置
- ③効果的であった取組方法・体制整備
 - 〇里親制度の周知
 - ○里親指導員の設置による里親家庭・里親会との連携強化
 - 〇心理的処遇指導員の派遣による養育里親支援
 - ○施設入所児童週末ホームスティ事業による新規里親開拓
- 4 単親委託率を伸ばした要因
 - ○里親家庭相互の交流が深く、状況に応じ他の里親に措置変更できる安心感
 - 〇地域で障害福祉を実践する土壌において、障害福祉関係者が里親になり養育が困難な児童を受け入れ
 - 〇施設の小規模化の結果、里親委託が進展

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

(1) 子どもの世紀しがプランにおける位置付け等

県の次世代育成支援行動計画(前期計画)である「子どもの世紀しがプラン」において、養育里親登録数について数値目標を定め、里親制度の広報啓発、里親の養育技術の向上、里親に対する援助者の派遣を実施。

	平成 15 年度	平成 21 年度	平成 21 年度
	登録数	数値目標	登録数(実績)
養育里親登録数	68 組	97 組	96 組

(2) 滋賀県児童虐待防止計画における位置付け等

平成 17、18 年度における児童虐待死亡事例の発生および児童虐待相談件数の増加に伴い平成 19 年 6 月に策定した「滋賀県児童虐待防止計画」において、「保護が必要となった子どもを、温かな家庭的な雰囲気のもとで養育する里親制度は、傷ついた子どもの心をいやし、子どもの愛着関係の形成に有効」と評価し、養育里親登録数の数値目標を設定したうえ、制度の広報啓発を図り、里親登録を促進して、虐待を受けた子どもの受け入れを推進することとした。(数値目標は、「子どもの世紀しがプラン」における数値目標である 97 組を準用)

2 どのような取組を推進してきたか

(1) 広報啓発

- 滋賀県里親大会(主催:滋賀県里親会)運営費の助成および運営の協力
- ・民生委員児童委員への里親制度の周知(滋賀県里親大会への参加など)
- ・県広報誌による啓発
- ・里親制度パンフレットの作成(平成16年~)
- ・施設入所児童週末ホームスティ事業の実施(平成17年~)
- 制度運用を通じて里親制度の普及を図る。
- 県の制度化以前から施設入所児童が里親家庭と交流する関係あり。

(2)養育技術の向上

- ・里親研修の実施(一部を滋賀県里親会に委託)
- ピアカウンセリングの実施(平成16年~)

(3) 里親に対する援助者の派遣

- ① 養育里親心理的処遇指導員の派遣(平成14年~)
 - ・虐待を受けたことのある子どもを養育する里親家庭に心理的処遇指導員を派遣し、子どもの自立を支援
- ② 里親指導員の設置(平成15年~)
 - ・非常勒嘱託員を1名設置し各里親支援事業の運営や滋賀県里親会事務を処理
- ③ 里親家事支援(平成19年~)
 - ・子どもを養育する里親家庭に家事支援員を派遣し、子どもの遊び相手、通園・通学・通院の付添、学習などを支援

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

- (1) 里親制度の周知
 - ・里親会と県が一体となってパンフレットの作成や民生委員への啓発等里親制度の周知を行い、これまで親族またはボラン ティアとして子どもの養育を行っていた者の里親登録を促進
- (2) 里親指導員の設置
 - ・里親指導員の設置により、委託里親および未委託里親の家庭の状況を把握して委託につなげるとともに、里親会事務処理 体制を強化することで里親会活動を活性化
- (3) 心理的処遇指導員の派遣
 - ・被虐待児の委託を受けている養育里親家庭に心理療法の技術を有する心理的処遇指導員を派遣し、委託児童の自立を支援 するとともに、里親へ養育技術を助言することにより養育する里親の負担を軽減
- (4)施設入所児童週末ホームステイ事業による新規里親開拓
 - ・ホームステイ事業の受け入れ先は登録里親に限定しているが、受け入れている里親の働きかけなどにより、ホームステイ 事業の受入を申し出る家庭は多く、これが里親登録につながり新規里親の開拓に効果

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

- (1) 里親間の交流や支え合い
 - ・認定登録された全ての里親が加入する滋賀県里親会および各市郡の地域里親会の活動(里親サロン、交流会など)が活発 であり、里親相互の交流が深い。

・上記による交流などを基に、委託里親家庭を他の里親が日常的に支える関係があり、養育継続が困難となった場合や子ど もの成長に応じ、関係のある別の里親家庭に措置変更できる環境がある。

(2) 里親の資質

・障害者福祉分野で入所施設よりも在宅(地域)での生活を重視してきた中で、通所授産施設やグループホームなど地域で 障害のある方の生活支援を行っている、あるいは行っていた障害福祉関係者が里親になる事例も多く、このような里親では、 ある程度養育が困難な子どもの受け入れも可能であり、委託が進んで行われてきた。

(3)施設の規模、入所率の高さ

・児童養護施設では、従前より小規模での養育が進められており、児童虐待相談件数の増加に伴い施設入所率が高い状況が続く中でも、地域小規模児童養護施設の設置など養育の小規模化によるケアの充実が優先されてきた結果として、施設の大規模化ではなく、里親への委託が進んだ。

	平成16年度	平成21年度
乳児院・児童養護施設入所率	86.3%	92.4%
乳児院・児童養護施設の定員	227人	237人

里親委託推進の取組事例⑧【福岡県】

増加幅(16→21	里親委託率	里親等委託率
比較)	(平成16年度末)	(平成21年度末)
7. 4%	4. 0%	11. 5%

里親登録数: 88組

託里親数: 56組

里親委託児童数: 89名 (平成21年度末現在)

<取組の概要>

①方針・目標

OH17 の行動計画において、里親制度の積極的活用及び里親への支援について取り組むことを明記

- ②推進した取組
 - ○甲親シンポジウムの開催
 - ○里親養育相談対応専門員を任用
 - ○登録里親への研修
 - ○地区里親会の事務局を児童相談所が務め、里親サロンを開催
- ③効果的であった取組方法・体制整備
 - 〇左記②の取組を継続して行ったこと
 - 〇市町村が里親措置費の請求事務を代行
- ④里親委託率を伸ばした要因
 - 〇里親への継続的な支援や研修の実施、里親サロンの実施などを積み重ねたこと

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

H17年に策定した『福岡県次世代育成支援行動計画』において、里親制度の積極的活用及び里親への支援について取り組むことを明記している。

2 どのような取組を推進してきたか

- ・広く里親制度をアピールするため、H19~22年度にかけて、「里親シンポジウム」を開催
- ・里親からの相談に応じ、適切な指導や助言を実施することを目的に、H17年度から児童相談所において、非常勤の「里親養育相談対応専門員」を任用
- 各児童相談所において、管内の登録里親を対象とした研修の実施(養育里親研修が義務化された後も継続して実施)
- ・地区の里親会の事務局を児童相談所が務め、里親サロンを開催

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

個々の取組の効果は明確ではないが、こうした取組を継続して行ったことで相乗的に効果が現れたものと思われる。 また、市町村の理解と協力を得て、里親措置費の請求事務を里親に代わって行っていただいていることも、里親の負担軽減となり、委託の促進につながっているものと思われる。

(事務の流れ) 里親より領収書等必要な資料のみ住所地の市町村へ提出 ↓ 市町村において請求書等作成、とりまとめ ↓ 県に提出、支払

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

各児童相談所における里親への継続した支援や、管内里親を対象とした研修の実施、里親サロンの実施など、地道な取組を積み重ねた結果と思われる。

里親委託推進の取組事例⑨【 佐賀県 】

増加幅	里親委託率	里親等委託率
(16→21 比較)	(平成16年度末)	(平成21年度末)
7. 0%	1. 2%	8. 2%

里親登録数: 49組 受託里親数: 19組

里親委託児童数: 22名 (平)

(平成 21 年度末現在)

<取組の概要>

- ①方針・目標
 - 〇「佐賀県次世代育成支援地域行動計画」(平成 16 年度)において、被虐待児等をできるだけ家庭的な環境の中で養育するため、里親制度を活用したケアの推進を明記
- ②推進した取組
 - ○里親会の活性化
 - ○要保護児童の処遇に際しては、里親委託を検討することを原則とする方針を徹底
 - ○里親委託推進委員会の設置
 - ○里親委託推進員の配置
 - ○施設入所児童家庭生活体験事業(ホームスティ事業)の実施
 - 〇広報・啓発活動の実施
- ③効果的であった取組方法・体制整備
 - ○里親会の事務局を児童相談所が担当したことによる、里親と児童相談所の情報共有と連携強化
 - ○児童の処遇に際しては、施設委託と併せて里親委託も必ず検討することとする方針の徹底
 - ○里親委託推進員の配置による、里親と児童相談所との連携強化
- 4 里親委託率を伸ばした要因
 - ○里親に関する事業の実施を通じて養育里親が増加したこと
 - ○里親の資質向上と委託後の支援体制の充実
 - 〇児童相談所において、児童の処遇方針を検討する際、施設委託とともに里親委託も検討するようになったこと。

1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか

〇 「佐賀県次世代育成支援地域行動計画 (平成 16 年度)」において、被虐待児等をできるだけ家庭的な環境の中で養育するため、里親制度を活用したケアを推進することを明記。

里親委託数について目標値設定 1件(現状) ⇒ 6件(H21目標値)

2 どのような取組を推進してきたか

○ 里親会の再生 (H19~)

里親会の事務局を児童相談所が引き受けることにより、休止状態にあった里親会の再結成を主導。

- 児童相談所が児童の処遇を検討する場合は、児童養護施設とともに里親制度を重要な選択肢とするよう方針を徹底。
- 「里親委託推進委員会」の設置 (H18~)

児童養護施設、里親会や児童相談所等で構成する「里親委託推進委員会」を設置し、関係機関が情報交換しながら協力して里親委託を推進。

○ 里親委託推進員の配置(H18~)

児童相談所に「里親委託推進員」1名を配置し、里親候補の掘り起しや委託里親からの養育相談に当たるなど、里親に対する支援を強化。

○ 施設入所児童家庭生活体験事業 (ホームステイ事業) の実施 (H17~)

児童養護施設等に入所している児童を対象に、夏休み等の期間を利用して里親やボランティア家庭に受け入れることにより、 県民には里親体験、施設入所児童には家庭生活を体験させ、里親への理解と里親数の増加を企図。

〇 広報・啓発活動の実施

出前講座や里親制度研修会の開催、市町村や関係機関の広報媒体等を利用して里親の募集や制度の周知を行い、里親への 理解と里親数の増加を企図。

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

○ 休止状態であった里親会を再生するため、児童相談所が事務局となって主導してきたが、児童相談所が事務局を担当することにより、児童を委託する場合に考慮しなければならない、個々の里親のニーズや特性が把握でき、スムーズな委託につなげることができた。

- 〇 里親会としても、面倒な事務を児童相談所が引き受けてくれることにより、里親会事業の実施を通じて、相互交流や情報交換が図られ、里親としての資質の向上や使命感・意欲の醸成につながっている。
- また、措置権者が里親の事務局であることから、児童の措置に当たっては、施設委託と同様、里親委託についても重要な選択肢の一つとして検討することとする方針の徹底が図られた。
- 里親委託推進員が配置され、随時、里親家庭や未委託家庭との訪問・相談・連絡に当たることにより、児童相談所と里親と の連携が密になり、スムーズな委託につながった。

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

- 里親サロンやホームステイ事業の実施、広報・啓発活動の実施等を通じて、県民に里親制度の重要性が認知されたことが、 里親数の増加につながった。特に従来、少なかった養育里親が増加したため、保護児童の特徴に対応した里親の選定が可能と なり、里親委託の伸びとなった。
- 研修会の開催や里親会活動の活発化により里親自体の資質の向上や意欲の向上が図られたこと。 また、里親委託推進員の配置により、委託後の支援体制が整備され、安心して里親委託を進めることができるようになった こと。
- 里親の重要性が叫ばれ、また、里親会の事務局を担うことになったことから、児童相談所が要保護児童の処遇を検討するに 当たっては、施設委託と同様に里親委託についても検討するようになったこと。

里親委託推進の取組事例⑩【 新潟県 】

増加幅	里親委託率	里親等委託率
(16→21 比較)	(平成16年度末)	(平成21年度末)
6. 1%	26. 4%	32. 5%

里親登録数: 150組 受託里親数: 54組

里親委託児童数: 69名 (平成21年度末現在)

<取組の概要>

- ①方針・目標
 - ○里親委託を社会的養護の重要な選択肢として積極的に推進
- ②推進した取組
 - 〇新聞広告等による広報活動
 - ○里親会と共催する里親大会
- ③効果的であった取組方法・体制整備
 - 〇上記①による里親委託を念頭に置いた丁寧なケースワーク
 - 〇上記②による新規里親開拓活動
- 4 里親委託率を伸ばした要因
 - 〇上記①による里親委託を念頭に置いた丁寧なケースワーク
 - 〇上記②による新規里親開拓活動

1 どのような方針や目標を挙げて推進してきたか

本県は、人口に占める児童養護施設の施設定員が全国平均に比較して極端に少ない中、社会的養護を必要とする児童を地域でどのように支えていくかという視点が児童相談所のケースワークに影響している。家庭的な養育が求められる中、里親委託は要保護児童にとって重要な選択肢として、児童相談所は里親委託可能な児童について、里親とのマッチングを重ねながら積極的に委託をすすめてきた経緯がある。里親委託率、里親登録数等を目標値として掲げたことはないが、それらのことを常に意識した取組を推進してきた。

2 どのような取組をしてきたか

新聞広告等による広報活動 里親会と共催する里親大会等

3 どのような取組方法や体制整備が効果的であったか

①による児童相談所児童福祉司の里親委託を念頭に置いた丁寧なケースワークと②による新規里親開拓活動を行ってきた結果 である

4 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

里親大会(宿泊)では、制度についての理解を相互に深め、活動に役立つよう意見交換を行う等の交流を積極的に図ってきた。

①による児童相談所児童福祉司の里親委託を念頭に置いた丁寧なケースワークと②による新規里親開拓活動を行ってきた結果であると考えている。

里親委託推進の取組事例⑪【山梨県】

増加幅	里親委託率	里親等委託率
(16→21 比較)	(平成16年度末)	(平成21年度末)
5. 4%	17. 8%	23. 2%

里親登録数: 103組 受託里親数: 51組

里親委託児童数: 71名 (平成21年度末現在)

<取組の概要>

- ①方針・目標
 - 〇家庭的な養護ができる里親の登録を促進し、円滑な保護の実現を図り、併せて里親への研修を実施し、養育技術の 向上を目指す
 - 〇里親委託率: H21 年度 23%、H26 年度 26%の数値目標を設定 (やまなし子育て支援プラン)
- ②推進した取組
 - ○里親経験者による講演会や里親制度の説明会等による里親制度の周知・広報
 - ○里親委託等推進委員会の開催(年3回)
- ③効果的であった取組方法・体制整備
 - 〇里親委託等推進委員会の設置(H21年度~)
 - 〇里親制度のリーフレットの作成、配布
 - 〇未受託里親と施設入所児童に対するマッチングの場の提供 (推進委員が事務局を兼ねる里親会主催のバス旅行)
- 4 里親委託率を伸ばした要因
 - 〇まず「家庭的な環境で養育できないか」を考慮するスタンスで処遇検討
 - 〇里親委託等推進委員が里親登録者(世帯)に月2回は電話連絡し、里親家庭の状況把握をしている
 - ○県内1か所の乳児院が満床の場合、里親へ積極的に委託
 - ○里親委託等推進委員が里親会の事務局を兼任し、里親会会員と人間関係を作りやすい

|1 どのような方針や目標を掲げて推進してきたか|

H 1 7 年度からの「やまなし子育て支援プラン(前期計画)」にて、家庭的な養護ができる里親の登録を促進し、円滑な保護の実現を図り、併せて里親への研修を実施し、養育技術の向上を目指すことを施策の方向として定めた。

- ※H17年度からH21年度までのやまなし子育て支援プラン(前期計画)にて数値目標を設定
 - ・里親登録者数 H16年度94人 → H21年度115人
 - 里親委託率 H16年度19% → H21年度23%
- ※H22年度からH26年度までのやまなし子育て支援プラン(後期計画)にて数値目標を設定
 - ・里親登録者数 H22年度115人 → H26年度145人
 - ·里親委託率 H22年度24% → H26年度26%

2 どのような取組を推進してきたか

里親経験者による講演会や里親制度の説明会、リーフレットの作成などを行い里親制度の周知を図る。また、里親委託等推進委員会の設置、開催(年3回)を通して里親委託を推進するととともに、最適な里親への委託に務めてきた。

また、H 1 7 年度から里親や里親希望者に対する研修を実施し、養育技術の向上、里親委託の促進及び里親の開拓を図ってきた。 ※研修内容

- 里親希望者に対する研修:基礎研修年2回(講義及び施設実習)、認定前研修年2回(講義及び施設実習)
- 既登録里親に対する研修:課題別研修1回 学識経験者等による課題別の講義
- ・里親交流事業として、里親相互間での事例検討を行い、大学教授等のスーパビジョンを受ける場を設け、資質の向上を図る

3 里親委託率の顕著な伸びを実現できた要因は何によるものか

- ・児童相談所において、子どもの処遇を検討する中で、まず、「家庭的な環境で養育できないか」を考慮するスタンスで処遇検討 を実施している。
- ・里親委託等推進委員が里親登録者(受託者、未受託者)に対して、1 日最低 7 件 (ケースによっては 2 回以上) は、特別な用事が無くとも電話連絡、又はメールでコンタクトを取る (家庭訪問は、じっくりはなしを聞くときには良いが、数多くコンタク

トが取れない)。コンタクトを取ることにより、里親家庭の現在の状況(受託が可能な状況かどうか、家族の健康状態、家庭の行事等)の把握に務め、円滑な委託が行われるよう取り組んでいる。

・県内に1か所(25人定員)ある乳児院が満床の場合が多く、その際の新規ケースは里親へ積極的に依頼、委託している。

※参考

県内の児童養護施設は6か所(定員287人)、人口80万人前後の規模の他県(福井、鳥取、島根、徳島、高知、佐賀)と 比較すると施設数、定員ともに3番目。また、乳児院の定員数は5番目となる。

4 その他(推進委員と里親会について)

- ・児童相談所に置かれた里親委託等推進委員が、里親会の事務局を兼任しているため、里親会の活動と児童相談所の活動をリンクさせ、効果的な研修等を実施することができる。また事務局として里親会の活動を通じて、里親会会員と人間関係を作りやすく、里親会会員からも親しみやすい。
- ・里親会事務局員(推進委員)が里親会への加入を促し、里親会行事への参加を勧める。会員相互の親睦と交流の場としての交流会やクリスマス会を実施しており、未委託里親、委託里親のつながりを深める。
- ・里親会主催のバス旅行から中央児童相談所主催の施設入所児童里親体験事業への発展に繋げる。バス旅行を里親と施設入所児童のマッチングの場の一つと捉え、里親さんに担当児童を決め、一日外出しお互いを知る機会をつくる。また施設入所児童里親体験事を通じて、関係ができつつある家族と施設入所児童と一緒にバス旅行へ参加するケースもある(H22 3組成立)。